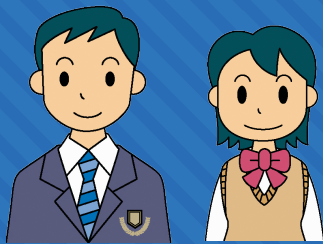


保護者の皆様へ



ウチの子、もう大人!?



民法改正により、

2002年(平成14年)4月2日から  
2004年(平成16年)4月1日生まれ の人は、

**2022年4月1日から、大人(成年)になります!**

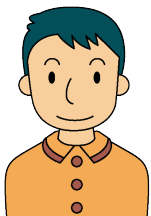
### Q なぜ、成年年齢が引き下げられるの?

**A** すでに、選挙権年齢や国民投票権年齢が18歳に引き下げられています。積極的な社会参加を促すことを目的として、成年年齢も18歳に引き下げられることになりました。ちなみに世界的にも、18歳で成人としている国が主流となっています。

### Q 成年年齢が18歳に引き下げられると、何が変わるの?

**A** 成年になったことで、様々なことが自分で判断してできるようになります。その一つとして、親(法定代理人)の同意がなくても、**自分の意思で決めて、契約することができる**ようになります。これまでは、18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに契約した場合、**未成年者取消権(※)**により、契約を取り消すことができました。しかし、成年年齢が引き下げられると、**未成年者取消権を失い、契約による責任が生じる**ようになります。

(※) 未成年者は、大人と比べて取引の知識・経験に乏しく、判断能力も未熟なので、未成年者取消権により保護されています。親もしくは未成年者自身から、契約を取り消すことができます。ただし、成年に達しているとウソを言った場合、小遣い程度の金額の契約、親が支払った契約などについては、取消しをすることができません。



自分の意思でスマホ、車、アパート、クレジットカード、何でも一人で契約できてしまいます。



今までどおり、20歳にならないとできないこと

酒、たばこ、馬券などの購入

18歳から“大人”に!  
成年年齢引下げで変わること、  
変わらないこと。

詳細について知りたい方はこちら  
(「政府広報オンライン」ヘルプ)



成年になると、どのような注意が必要なのか、ご家庭でも話し合ってみましょう。

Q

## 未成年者取消権がなくなると、何が心配ですか？

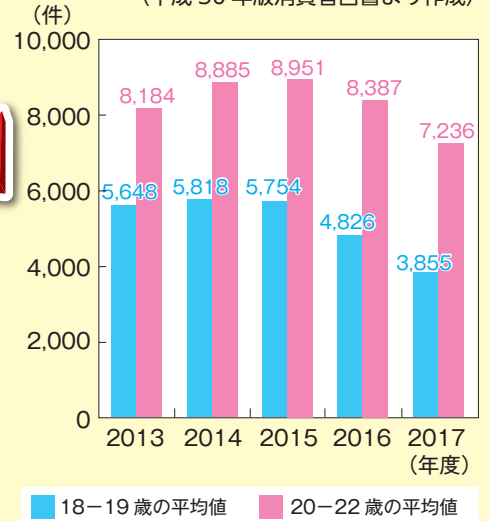
**A** 成人を迎えた 20 歳になった若者の消費生活相談件数は、未成年者と比べて多くなっています。

これらの相談の中には、未成年者取消権による保護がなくなる 20 歳になった直後に、悪質な事業者のターゲットになった被害もあります。

なかには、SNS で関係を築き、未成年者取消権がなくなる 20 歳になるのを待って契約を締結させる事例もあります。このような被害が、今後は 18 歳、19 歳の方々にも発生する可能性があります。

### 契約当事者 18-22 歳の年度別消費生活相談件数 (平均値)

(平成 30 年版消費者白書より作成)



(備考) PIO-NET に登録された消費生活相談情報 (2018 年 3 月 31 日までの登録分)。

Q

## 若者に多いトラブル事例と対処方法

未成年者だったら取り消せる典型的相談例

### ネット通販

インターネット通販で、お試し価格 500 円という広告を見て健康飲料を注文したが、翌月も商品が届き、3000 円の請求書も入っていた。事業者にお問い合わせると、6 か月の定期購入の契約になっていると言われた。(18 歳)

**対処方法** 通信販売には、クーリング・オフの制度はありませんが、解約や返金などの条件に関する表示が法律で義務付けられていて、そのルールに従うこととなります。画面の下の方までスクロールするなどして、購入条件や返品特約などを確認してから注文しましょう。

### マルチ商法

先輩から「いいバイトがある」と言われて紹介された人から、誰でも儲かる投資情報の入った USB の購入を勧められた。さらに USB を人に紹介すると収入になると言われ、消費者金融から借金をして、高額な USB を購入した。しかし、儲からないし人も紹介できない。(19 歳)

**対処方法** 簡単に儲かるような「ウマイ話」は絶対にありません。マルチ商法は、友人を巻き込むので、人間関係を壊してしまうこととなります。先輩や親しい人であっても、キッパリと断りましょう。後には、利息を付けて返済しなければならない借金だけが残ることとなります。

**困ったときは一人で悩まず消費生活センターへご相談ください！**

～相談は無料・個人情報を守られます。～

### 福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

(平日 9 時～16 時半、日曜 10 時～16 時)

消費者トラブル事例等の情報は、  
「福岡県消費生活センター HP」へ



### 消費者ホットライン

局番なし

**188** (いやや)

※お近くの消費生活相談窓口につながります。  
※ナビダイヤルです。



消費者庁  
消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター イヤヤン